

部会の運用に関する内規について

令和7年3月1日 制 定

部会は当会の活動にとって重要であるが、部会の位置づけや運用について曖昧な部分が存在する。これらを排除し、部会活動を円滑に行うため、運用上明確にしなければならない事項について、下記のとおり運用上の内規として定める。

なお、現在、部会細則及び部会の位置づけをより明確化するために組織運営規程や委員会細則を含めて包括的な見直しを行っており、本規定は部会細則が定まるまで有効とする。

【運用の基本事項】

1. 部会員の任免は、会長がこれを行う。
2. 部会は、部会員最大8名、担当常務理事1名をもって構成し、互選にて部会長1名を選出する。なお、部会員は当法人正会員とする。
3. 部会員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は部会長3期（6年）、部会員4期（8年）を限度とする。
また、止むを得ない事情で、任期途中で退任の場合、交代した部会委員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 会議は原則WEB会議とし、対面での会議の開催は年1回とする。
5. セミナー等で、診療放射線技師以外の外部講師の招聘は原則、年1回までとする。なお、各部会での招聘希望は担当理事が取りまとめて学術部（常務理事会）で議論し、セミナーの開催実績等を勘案した上で招聘の可否を判断する。

以上